

条例手続きの終了について

下記の事業計画については、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号)に基づく必要な手続が実施され、同条例第29条第1号に該当すると認められますのでお知らせします。

記

対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
穂積建設株式会社 代表取締役 下牧 成男
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県郡上市高鷲町大鷲字若庵3242番地
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
破碎施設 (政令第7条第8号の2) 2基
- (4) 事業計画書提出年月日
令和3年11月1日

令和4年12月22日

岐阜県知事 古田 肇

